

報告第 19 号

専決処分の報告について（診断書発行費用の出損による損害賠償の額を定め和解すること）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成17年4月18日議会の議決によって指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和6年10月28日

うるま市長 中村 正人





示談書

うるま市長 中村 正人（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、下記事案（対象事案の特定）の内容に係る損害賠償について、次の通り示談する。

（対象事案の特定）

甲は、乙が乙の子の障害児福祉手当の再認定に係る診断書を提出していたにもかかわらず、提出を受けていないものと誤認したことで、令和6年2月19日付で乙に診断書を提出するよう通知で指導を行い、乙が当該指導を受けて、令和6年3月25日付で医療機関から新たに診断書を取得したことにより診断書発行に係る費用を出損させた。

（損害の補填）

- 第1条 甲は、乙に対し、本件事案における甲の行為により乙が被った一切の損害に係る賠償として、診断書料6,600円及び6,600円に対する令和6年3月25日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払義務があることを認める。
- 2 甲は、前項の金員を、本示談成立日から30日以内に乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

（清算条項）

- 第2条 甲及び乙は、本件事案に関し、甲乙間に本示談書に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上の示談成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月30日

甲 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市長 中村 正人



乙 

報告第 20 号

専決処分の報告について（与那城総合公園陸上競技場改修工事）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 与那城総合公園陸上競技場改修工事
- 2 変更工期 自 令和5年 12月 22日
至 令和7年 1月 22日
- 3 変更増額 5, 522, 000円
- 4 受 注 者 (有)新秀建設・(有)奥間重機土木・(株)モリ建設
建設工事共同企業体
代表者 有限会社 新秀建設
代表取締役 新垣 均

令和6年10月21日

うるま市長 中 村 正



報告第 2 1 号

専決処分の報告について（具志川小学校校舎増改築工事（建築 1 工区））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 具志川小学校校舎増改築工事（建築1工区）
- 2 変更増額 1,045,000円
- 3 受 注 者 （有）新秀建設・（株）喜神サービス・（有）大我組
建設工事共同企業体
代表者 有限会社 新秀建設
代表取締役 新垣 均

令和6年10月25日

うるま市長 中 村 正 人



報告第 2 2 号

専決処分の報告について（具志川小学校校舎増改築工事（建築 2 工区））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 具志川小学校校舎増改築工事（建築2工区）
- 2 変更増額 4,818,000円
- 3 受 注 者 （株）丸善組・（株）シンコウハウス工業・（株）ニューテック
建設工事共同企業体
代表者 株式会社 丸善組
代表取締役社長 新垣 尚

令和6年10月25日

うるま市長 中 村 正 人



報告第 2 3 号

専決処分の報告について（具志川小学校校舎増改築工事（電気））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 具志川小学校校舎増改築工事（電気）
- 2 変更増額 4, 114, 000円
- 3 受 注 者 （資）中江電気建設・（有）崎浜電気水道工事・うるま電工（同）
建設工事共同企業体
代表者 合資会社 中江電気建設
代表者 中江 園子

令和6年10月25日

うるま市長 中 村 正 人



報告第 2 4 号

専決処分の報告について（具志川小学校校舎増改築工事（機械））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成17年4月18日議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

- 1 工 事 名 具志川小学校校舎増改築工事（機械）
- 2 変更減額 6, 534, 000円
- 3 受 注 者 （有）新垣設備・（株）明正電設・（有）雅建設工業
建設工事共同企業体
代表者 有限会社 新垣設備
代表取締役 新垣 壮大

令和6年10月25日

うるま市長 中 村 正 人



報告第 2 5 号

専決処分の報告について（道路区域内の事故）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専決処分書（道路区域内の事故）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成
17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、
別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和6年10月11日

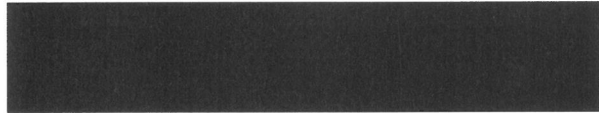
うるま市長 中村 正人



示談書

2024年10月11日

第一当事者 (甲)	氏名 うるま市長 中村正人	
	住所 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号	

第二当事者 (乙)	氏名 	
	住所 	

事故発生日時	2024年6月19日午後1時30分
事故発生場所	沖縄県うるま市字平良川368-2地先（市道平良川3-18号線）
事故状況	上記日時、場所にて乙が走行中、道路の穴ぼこに前輪左タイヤが落ちてバーストした。以下余白。
示談内容	甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金112,562円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白。

「道路賠償責任保険」事故報告書

(報告年月日) 令和 6 年 6 月 20 日

損害保険ジャパン株式会社 御中

(団体コードを記入)

(報告市長名)

団体コード

うるま市長 中村正人

賠償責任保険事故について、次のとおり報告いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを報告いたします。

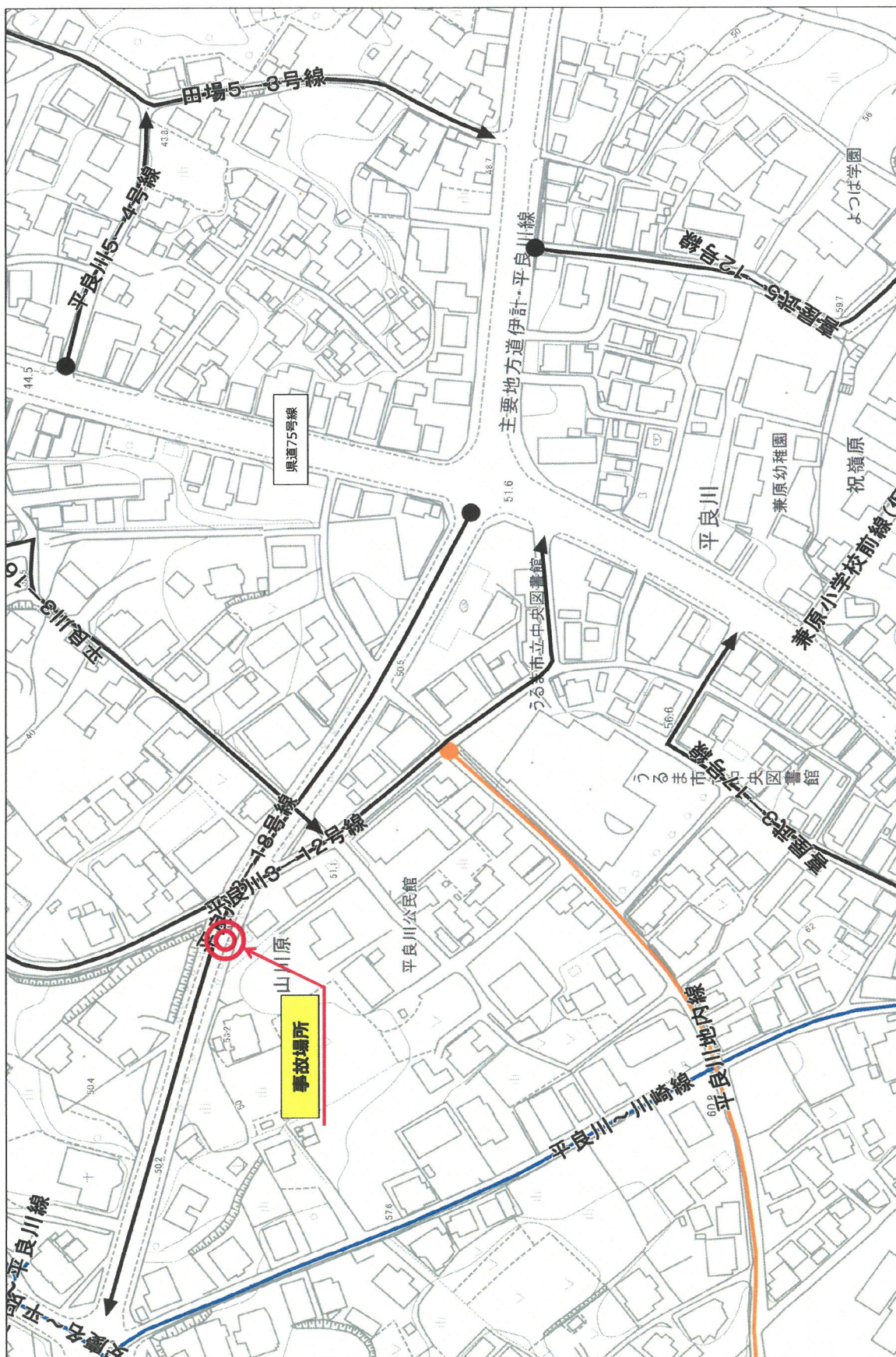
1. 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

契約番号	第 156 号	加入契約種別	A・B・C D・E・ F	保険期間	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
証券番号	3470695756				

事故発生日時	令和 6 年 6 月 19 日 午前 1 時 30 分 午後	天候	晴・くもり・ 雨 雪(ヒョウ・アラレ)・霧
事故発生場所	沖縄県うるま市字平良川368-2付近(市道平良川3-18号線)	道路区分	市道 農道・ 完全舗装 林道・その他 簡易舗装 舗装なし
被害者の詳細	住 所 勤務先又は職業 氏 名 TEL		
事故原因及び状況	【原因】 舗装剥離により、道路に段差(約5cm)が生じていたことが原因である。 【状況】 うるま市道平良川3-18号線において、通行中の車両が舗装剥離により生じた段差にぶつかり、タイヤがバーストした。	事故現場図	別紙図参照
		所轄警察署	
		所在地	沖縄県みどり町一丁目1番1号
		市担当連絡先	

- ご注意 ①この報告書は2枚目を損保ジャパン保険金サービス課に提出ください。
②契約番号、証券番号および保険期間は、被保険者証をご参照のうえご記入ください。
③加入契約種別は、該当する型を○で囲んでください。
④団体コードを必ずご記入ください。(加入申込書記載の団体コードをご記入ください。)

【事故現場図】



報告第 26 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１７年４月１８日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和６年８月２３日

うるま市長 中村 正



示 談 書 (物件損害)

事故発生日時	令和6 年 7 月 11 日 午前・ 午後 6 時 41 分頃		
事故発生場所	県道224号線 (株)くみき中部営業所付近道路		
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭の衝突・追突・正面衝突 その他() 接触により事故が発生した。		
	当事者氏名	運転者氏名	登録番号
当事者甲	うるま市		沖縄832 ひ 119
当事者乙			

事故当事者		甲	乙
損 害 額		①金 0 円	②金 0 円
事故の責任割合		③ 100 %	④ 0 %
示 談 内 容	甲・乙 責 任 額	⑤甲は乙の損害の内 金 円を負担する。	⑥乙は甲の損害の内 金 円を負担する。
	決 済 方 法	1. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し(甲・乙)が(乙・甲)に対し、金 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) 4. その他 ()	
支 払 方 法	受取人の指定	受取人	
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 Tel 氏名	銀行 支店 信金 支所 農協 フリガナ 口座名義 普通・当座・貯蓄 口座番号
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 Tel 氏名	銀行 支店 信金 支所 農協 フリガナ 口座名義 普通・当座・貯蓄 口座番号
法	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 Tel 氏名	銀行 支店 信金 支所 農協 フリガナ 口座名義 普通・当座・貯蓄 口座番号

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 令和6 年 8 月 23 日

当事者 甲 住所 うるま市みどり町一丁目1番1号
氏名 うるま市長 中 村 正

運転者 住所
氏名

当事者 乙 住所
氏名

運転者 住所
氏名

様式第9号(第42条関係)

消防機械器具等事故報告書

消防長	参事					所属		
		課長	係長	課長	係長	係	所属長	係長
機械器具名称	具志川救急1							
車両番号	沖縄832 ひ・119							
発生日時	令和6年7月11日(木曜日) 18時41分頃						天候	晴
発生場所	県道224号線(字兼箇段)(株)くみき中部営業所付近道路							
同乗者								
相手方								
事故状況 上記日時頃、救急業務(傷病者搬送)中の事故。 県道224号線、(株)くみき中部営業所付近(住所:うるま市字兼箇段)道路を、沖縄市登川方面へ進行中、前方を走行していた小型トラックが緊急走行中の救急車に気づき路肩に停車する。停車した小型トラックの右側から追い越す際に、前方(対向車線)の大型タンクローリーに気を取られ、停車中の小型トラックの右サイドミラーと救急車の左サイドミラーが接触した。								
見取図等(発生個所及び事故の状況) JA虹のホールうるま								
うるま市字川崎方面→ ←沖縄市登川方面 救急車 小型トラック 救急車 (株)くみき ↓うるま市字兼箇段								
上記のとおり報告します。 令和6年7月11日 所属階級氏名								

※1 太枠内の決裁欄は、事故発生所属課署において押印するものとする。

2 見取図等は、枠内で足りない場合は、別紙を添付すること。

報告第 27 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１７年４月１８日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和６年９月３０日

うるま市長 中村 正人



示 談 書 (物件損害)

事故発生日時	令和 6 年 7 月 12 日 午前・午後 0 時 29 分頃
事故発生場所	沖縄県うるま市字兼箇段
事故発生状況	上記日時場所において 出合頭の衝突・追突・正面衝突 により事故が発生した。 その他 (金網フェンスを破壊)
当事者氏名	当事者氏名 運転者氏名 登録番号
当事者甲	うるま市 沖縄830さ1899
当事者乙	金網フェンス損害

事故当事者	甲	乙
損 害 額	①金 円	②金 313,500 円
事故の責任割合	③ 100 %	④ 0 %
示 談 内 容	⑤甲は乙の損害の内 (②×③) ⑥乙は甲の損害の内 (①×④) 金 313,500 円を負担する。 金 円を負担する。 1. 甲は乙に上記自己責任額⑤を支払い、乙は甲に自己責任額⑥を支払う。 2. 甲・乙各自負担額を相殺し (甲・乙) が (乙・甲) に対し、金 円を支払う。 3. 甲・乙の損害額を各自それぞれ負担する。(自損自弁) ④ その他 (甲は乙に上記自己責任額⑤を支払う。以下余白)	

支 払 方 法	受取人の指定	受取人	
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 313,500円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 Tel 氏名	銀行 支店 支所 農協 フリガナ 口座名義 口座番号
	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 Tel 氏名	銀行 支店 支所 信金 農協 フリガナ 口座名義 普通・当座・貯蓄 口座番号
法	(甲・乙)は(乙・甲)に 対する支払額の内 金 円 を(甲・乙)指定の右口座 に支払う。	住所 〒 Tel 氏名	銀行 支店 支所 信金 農協 フリガナ 口座名義 普通・当座・貯蓄 口座番号

上記の通り示談が成立しましたので、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約します。

示談日 6 年 9 月 30 日

当事者 甲	住所 うるま市みどり町一丁目1番1 氏名 うるま市長 中 村 正
運転者	住所 氏名
当事者 乙	住所 氏名
運転者	住所 氏名

消防機械器具等事故報告書

消防長	参事						所属		
		課長	係長	課長	係長	係	所属長	係長	係

機械器具名称	具志川救急3		
車両番号	沖縄830 さ・18-99		
発生日時	令和6年7月12日(金曜日)	12時29分頃	天候 晴
発生場所	うるま市字兼箇段 駐車場		
同乗者			
相手方			

事故状況

上記日時頃、救急業務（不搬送での現場引揚）中の事故。

うるま市字兼箇段での救急業務活動終了後、現場引揚時において、救急車の部署位置から隣接する敷地内での方向転換を誘導配置し行った。その際、一旦後方へ下り方向転換を試みるが、左側コンクリート塀との接触を避けるため、再度、後方へ下がった際に救急車右側後方ステップ部分と通路側のコンクリート塀及びフェンス部分に接触した。

見取図等（発生個所及び事故の状況）

上記のとおり報告します。

令和6年 7月12日

所属階級氏名 E

※1 太枠内の決裁欄は、事故発生所属課署において押印するものとする。

2 見取図等は、枠内で足りない場合は、別紙を添付すること。

報告第 28 号

専決処分の報告について（車両物損事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
平成17年4月18日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項につ
いて、別紙（示談書）のとおり専決処分する。

令和6年8月26日

うるま市長 中村 正人



示談書

2024年8月26日

第一当事者 (甲)	氏名 中村 正人 住所 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号	
第二当事者 (乙)	氏名  住所 	
事故発生日時	2024年8月7日午後5時00分	
事故発生場所	沖縄県うるま市立あげな小学校教材園側の道路	
事故状況	あげな小学校の教材園の草刈りを職員が行っていたところ、刈払機の刈刃ではねた小石が、被害者の車の運転座席後部の窓ガラスに当たり破損した。 以下余白。	
示談内容	甲は乙に対し、保険事故に関する一切の損害賠償金として、金65,153円を修理工場に支払う。なお、本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。 以下余白。	

損害保険ジャパン株式会社 御中

全国市長会学校災害賠償補償保険事故報告書

賠償補償保険事故について、次のとおり報告いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた被害者・財物の所有者(以下「相手方」といいます。)の個人情報を取得し、当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

1. 貴社が、保険金の支払、支払の判断のために、相手方の個人情報を取得・利用すること。
2. 貴社が上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先、等に提供あるいは転売を行い、また、これらの者から情報を得ることがあること。

損害発生状況図

市町村 6 年 8 月 15 日

加入証番号	47002	全国市長会 受付日 (注1)	2024 年 3 月 19 日	契約 種類	2F 型 1 口
事故発生日時	6 年 8 月 7 日 (午後) 5 時 0 分	午前			
事故発生場所	あげな小学校教材園の道路				
事故発生学校名	うるま市立あげな小学校				
事故の形態	1. 賠償(身体賠償) 2. 賠償(財物賠償) 3. 補償				
被害者氏名	1. 授業中 2. 課外活動中 3. 休校期間中 4. 校長昇降下在学中 5. 通学中 6. 寄宿舎在学中				
被害者氏名	(直後加害行為をした第三者がいる場合に記入してください)				
被害者氏名	フリガナ	氏名	男女	被害者 氏名	(被害者が複数いる場合は記入)
被害者氏名	住所	TEL			
被害者氏名	程度	死亡 後遺障害 (見込)	入院 (見込)	通院 (見込)	
被害者氏名	部位	症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 (見込)		
被害者氏名	治療 病院名				
被害者氏名	所有者 (氏名)				
被害者氏名	被害 財物 の名称	自家用車	損壊の 程度	車の窓ガラスが割れた	
被害者氏名	修理費 額 (注2)				65,153

(注1) 加入証に表記のある受付日をご記入下さい。

(注2) 修理の着手を急ぐ場合は、事故報告書作成前に直接損保ジャパンにご連絡ください。

事故の発生状況	あげな小学校の教材園の草刈りを職員が行っていたところ、刈払機の刈刃ではねた小石が被害者の車の運転席後部の窓ガラスに当たり破損した。				
事故の原因	周囲の安全を確認した上で作業を行っていたが、刈払機の刈刃ではねた小石が予想以上に勢よく飛ぶことを予測できず、事故に繋がったと考えられる。				
被害者の意思表示	学校側が修理代金を負担することを要望している。				
その他特記事項	今後、小石が周囲やその他の物にとばないよう、シート等をフェンスに取り付けて対策をし、再発防止に努めたい。				
市への連絡先	所在地	〒 904-2215	うるま市みどり町1丁目1番1号	担当部署	うるま市教育委員会 学務課
				TEL	098-923-2159
				担当者名	

報告第 29 号

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

うるま市長 中村 正人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、平成１７年４月１８日議会の議決により、指定された市長の専決処分事項について、別紙（物件損害に関する承諾書（免責証書））のとおり専決処分する。

令和６年８月９日

うるま市長 中村 正人



ご照会番号	
-------	--

物件損害に関する承諾書(免責証書)

作成日 6 年 8 月 15 日

当事者 甲	殿	
甲の運転者	殿	住所
	殿	氏名

事故発生日時	令和06 年 07 月 09 日	午前 午後 09 時 40 分頃
事故発生場所	うるま市兼箇段	
事故状況	上記日時場所において〔出合頭の衝突・追突・正面衝突・その他()〕により事故が発生した。	
当事者甲	氏名 うるま市	甲車両の登録番号 沖縄400ち3386
甲の運転者	氏名	
当事者乙	氏名	乙被害物(登録番号)

承諾内容 (免責)	1. 上記事故によって乙の被った物件損害につき、乙は既に受領済みの金 円 のほかに、「甲」と「公益社団法人 全国市有物件災害共済会（以下「共済会」という。）」との間の共済契約に基づき、共済会から今後、損害賠償額として金 円を受領した場合、又は甲から前記金額の全額の支払を受けた場合には、乙はその余の請求を放棄し、甲、共済会及び甲の運転者に対し、今後、裁判上、裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求、訴えの提起を致しません。 2. 乙が、甲又は共済会から受領する金額は、下記支払方法にてお振込みください。また下記口座に振り込まれた場合には振込みをもって受領したものとします。 3. 甲は乙へ、乙車両の賠償金として金600,000円を支払う。また、後日、甲乙は代車費用を含めた示談書を取り交す。
--------------	---

支払方法	受取人の指定	受 取 人	
	甲は乙に対する支払額の内金 600,000 円を、乙指定の右口座へ支払う。	住 所	口座名義
		氏 名	口座番号
	甲は乙に対する支払額の内金 円を、乙指定の右口座へ支払う。	住 所	銀行 信金 農協 支店 支所
		氏 名	フリガナ
		普・当・貯 通・座・蓄	店番 口座番号

公用車事故報告書

決裁欄						所属 ()		
		部長	課長	係長	係員	参事	課長	係長
車 両 登 録 番 号		沖縄400ち3386			車種等		ニッサン キャラバン (小型貨物)	
発 生 日 時		令和6年7月 9日（火曜日）午前9時40分						
発 生 場 所		うるま市兼箇段						
同 乗 者		有（氏名 ） ・ 無						
（事故の状況） 本市会計年度任用職員が市道（平良川・赤道線）を西向けに走行中、赤信号を認識していたが、交差点に減速しながら侵入してしまい、具志川中学校方面から直進中の相手車両の右側面後方へ衝突した。 衝突後、相手車両、公用車ともに停止。公用車は安全のために交差点近くの空き地へ移動させた。また、事故の目撃者により警察への通報がなされた。公用車は右側ヘッドライトカバー及びその周辺を破損。相手車両は右側後方を破損した。相手は足や首の痛み等により救急車で搬送された。なお、相手車両に同乗者はいなかった。本市会計年度任用職員に怪我はなかったが、事故当日は外気温が高く、熱中症のような症状がみられた為、他の職員とともに医療機関を受診し点滴による治療を受けた。								
（事故状況略図）								
上記のとおり相違ありません。 令和6年 7月 12日 運転者 所属 氏名								

注 本様式には、附表を添付すること。

備考 決裁欄は、教育委員会の場合、適宜変更すること。